

『経営継続補助金』について

1. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大予防対策を行いつつ、事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援する補助事業です。

■■お申し込み ⇒ 令和2年6月中旬頃、募集開始予定です。■■

2. 対象者

農業者(個人及び法人)※常時従業員数は20人以下のもの

3. 対象となる取組と補助率

(1) 以下の①～③のいずれかを含む経営の維持に向けた取組

- ①国内外の販路の回復・開拓
(販売促進活動、企画・出荷方法の見直しなどに寄与する投資)
- ②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
(省力化機械の導入、GAP、経営管理の高度化などの投資)
- ③円滑な合意形成の促進等
(WEB会議システム導入、外部専門家への相談)



【補助率 3/4(補助上限額は100万円)】

(2) 上記取組の申請と併せて、感染拡大防止対策に要する資材類の購入

【補助率 定額((1)の補助額が上限。ただし50万円まで)】

以下の取組などが対象となります。

取組の例 (上記(1) 経営の維持に向けた取組)

・これまで手動で行ってきた、かん水作業を自動化することで、ハウス内での作業時間を短縮、効率化することで、従事者同士の接触機会を縮減させるための「自動かん水装置」の導入。

・環境制御技術を導入して、反収のアップによる所得向上を図るための、「炭酸ガス発生装置+環境測定装置」の導入。

取組の例 (上記(2) 感染拡大防止対策に要する資材類の購入)

・取組(1)での補助金額が上限で、感染拡大防止に要する「マスク」や「消毒液」の購入。

詳しい内容についてはお近くのJA(営農経済センター)へお問い合わせください。